

財務省第4入札等監視委員会平成30年度第3回定例会議 議事概要

開催日及び場所	平成31年4月3日(水) 関東財務局大会議室		
委員	委員長 馬橋 隆紀(馬橋法律事務所 弁護士) 委員 坂本 隆信(坂本公認会計士事務所 公認会計士) 委員 末松 栄一郎(埼玉大学大学院人文社会科学研究所 教授)		
審議対象期間	平成30年10月1日(月) ~ 平成30年12月31日(月)		
抽出案件	4件	(契約の概要)	(備考)
競争入札 (公共工事)	1件	契約件名 : 平成30年度国有建物等解体撤去工事 (目黒区目黒三丁目) 契約相手方 : 松本建設株式会社 (法人番号 : 8060001009457) 契約金額 : 117,180,000円 契約締結日 : 平成30年10月12日 担当部局 : 関東財務局	【案件1】
随意契約 (公共工事)	1件	契約件名 : 浦和税務署文蔵宿舎外壁改修工事 契約相手方 : 株式会社富山工務店 (法人番号 : 9011401004761) 契約金額 : 23,058,000円 契約締結日 : 平成30年11月5日 担当部局 : 関東信越国税局	【案件2】
競争入札 (物品役務等)	1件	契約件名 : 国有財産の測量及び不動産分筆登記等 業務(千葉県君津市久留里大和田) 契約相手方 : 荻野土地家屋調査士事務所 (法人番号 : -) 契約金額 : 316,440円 契約締結日 : 平成30年10月17日 担当部局 : 関東財務局	【案件3】
随意契約 (物品役務等)	1件	契約件名 : 普通財産の管理処分等業務に係る業務 委託(G地域(神奈川県全域)) 契約相手方 : 大建不動産株式会社 (法人番号 : 1010001004477) 契約金額 : 15,661,805円 契約締結日 : 平成30年12月10日 担当部局 : 関東財務局	【案件4】
うち応札(応募) 業者数1者関連	2件	平成30年度国有建物等解体撤去工事(目黒区目黒三丁目) 普通財産の管理処分等業務に係る業務委託(G地域(神奈川県全域))	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし		

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件1】</p> <p>平成30年度国有建物等解体撤去工事(目黒区目黒三丁目)</p> <p>解体撤去工事費用を坪単価で見ると割高ではないか。</p> <p>解体撤去工事は入札の参加者が見込めないものなのか。</p>	<p>大きな杭が相当な深さまで埋まっているが、道路が狭く大きな重機が搬入できないため、杭引き抜きに相当な技術が必要となることから、一般的な解体撤去工事費用と比べ価格は高くならざるを得ない。</p> <p>通常、解体撤去工事は複数の応札者数が見込まれる。本件工事は大きな杭が相当な深さまで埋まっているといった特殊な状況のほか、工事場所の周辺が住宅街であり、解体作業中の振動、騒音及び粉じんへの対応等が相当程度予想されたことが、1者応札となった原因と推測される。</p>
<p>【案件2】</p> <p>浦和税務署文蔵宿舎外壁改修工事</p> <p>随意契約のための見積り合わせはどのように行うのか(参加者は、予定価格との差や他の参加者の有無等について分からないのか)。</p> <p>改修工事は、定期的を実施するのか、ある程度劣化してから実施するのか。</p>	<p>一般競争入札において、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったことから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に基づき随意契約のための見積り合わせを行った。見積り合わせ参加者は、一般競争入札の最低入札価格及び当該入札価格が予定価格に達していないことしか確認することができないため、予定価格との差や他の参加者の有無について参加者は分からない。</p> <p>改修工事は、基準年数により改修工事計画を策定しているが、急を要する工事が優先とされ、予算の制約上、計画に沿った工事の実施が困難な場合がある。</p>
<p>【案件3】</p> <p>国有財産の測量及び不動産分筆登記等業務(千葉県君津市久留里大和田)</p> <p>落札率が低くなったこと、他の応札金額のばらつきがあることをどのように考えているか。</p> <p>測量事務所でも本件業務を実施できるのか。</p>	<p>仕様書に成果品の一覧表を記載し、業務内容を明確化されているが、契約相手方はさらに入札前から現地視察をするなど事前準備を行い、効率的に業務実施が可能であることから入札金額を低く抑えることができたと推測される。</p> <p>競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項として、財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「土地家屋調査士」又は「測量」の「C」等級に格付けされている者としているが、「土地家屋調査士法」第3条第1項第1号から第6号に定める業務を履行できる者に限定している。</p>

委員からの意見・質問	回答
<p>【案件4】</p> <p>普通財産の管理処分等業務に係る業務委託（G地域（神奈川県全域））</p> <p>随意契約のための見積り合わせはどのように行うのか。</p> <p>業務内容が抽象的であることや契約期間が1者応札の原因ではないのか。</p>	<p>一般競争入札において、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったことから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に基づき随意契約のための見積り合わせを行った。入札公告等で示した業務内容は変更することなく、見積書を別途徴取し、予定価格の範囲内の見積金額で契約相手方を決定した。</p> <p>実施要領及び入札説明書の配布に加え、事前に業務委託の概要等について詳細な事前説明会を開催し、必要な従事員数、現地事務所の確保等について説明を行っている。</p> <p>普通財産の管理処分等業務に係る業務委託は、神奈川県を含め各地域において平成29から31年度の3年間の契約を締結し、契約期間を確保していたが、本件地域の契約は事故が発生し、改めて委託業者を選定しなければならなくなったため、途中からの契約期間しか確保することができなかった。</p>